

株式会社国際協力銀行（JBIC）の貸付利率・保証料に係る基本的な考え方について

1. 貸付利率・保証料の設定に係る基本的な考え方

株式会社国際協力銀行（JBIC）の貸付利率・保証料の設定については、

- ① 株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC 法」）に規定される「収支相償原則（JBIC 法第十三条第2項¹）」を遵守し、
 - ② 経済財政諮問会議（平成14年12月）「政策金融改革について²」にて示された政策金融の融資条件に係る考え方を踏まえ、具体的には「リスクに見合った貸付利率・保証料設定」を行うことを基本としています。
- なお、輸出金融においては、OECD 公的輸出信用アレンジメントを遵守します。

2. JBIC の貸付利率・保証料の構成要素³

上記1. の「基本的な考え方」に基づき、JBIC の適用する貸付利率は以下（1）～（3）（保証料については（2）及び（3））の要素から構成されています。

但し、原則として、（2）政策スプレッドと（3）リスクプレミアムの合計等が金融市場の実勢と大幅に乖離している場合には、（4）大幅乖離調整マージンの上乗せを行います。

- （1）ベース金利
- （2）政策スプレッド
- （3）リスクプレミアム
- （4）大幅乖離調整マージン

3. ベース金利

SOFR 等、スワップレート、日本国国債の流通利回りを基に算出した金利を通貨や金融種類に応じてベース金利として適用します。なお、貸付原資の調達コスト等を勘案の上、必要に応じて加減を行います。

4. 政策スプレッド

政策スプレッドは、JBIC の業務運営上の事務コストをカバーしつつ、JBIC の融資・保証を通じた政策誘導効果の発揮を目的に適用するものです。

なお、具体的な政策スプレッドの水準は、個別案件の意義に応じて決定されます。

5. リスクプレミアム

リスクプレミアムは、「リスクに見合った貸付利率・保証料設定」の観点から、個別の案件の信用リスクの対価として適用するものです。

リスクを適切に反映しつつ、政策金融機関として金融市場の一過性の変動に過度に左右されない安定的な貸付利率・保証料の体系とする観点から、具体的なリスクプレミアムの算出には、行内信用等级付や外部格付機関の情報等に基づくデフォルト率等を活用しています。

6. 大幅乖離調整マージン

個別案件への貸付利率・保証料の適用にあたっては、各種金融市場の指標を参照することを原則とし、何らかの理由により JBIC の適用する貸付利率・保証料の水準が金融市場の実勢から大幅に乖離する場合には、個別に調整を行うことがあります。

7. その他

審査の結果、担保・保証等をご提供頂く場合には、そのリスク軽減効果に着目し、上記5. の「リスクプレミアム」を調整する場合があります。

中堅・中小企業に該当するお客様向けの貸付利率・保証料には、優遇条件がございます。

以上

¹第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第二十六条の二各号における業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

²政策金融改革について（平成14年12月13日 経済財政諮問会議）

「融資条件の適正化の徹底 民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入を引き続き促進する。」

³グローバル投資強化ファシリティに適用される貸付利率については、[こちら](#)をご参照下さい。